規制改革・民間開放推進会議

重点事項推進WG:外国人分野担当SW

第1回会合 議事概要

1. 日時:平成 18年6月2日(金) 15:30~17:30

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1会議室

3 . 項目: (1) 15:30~16:30「在留外国人の入国後のチェック体制」について

(2)16:30~17:30「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」について

4. 出席:(1)「在留外国人の入国後のチェック体制」について

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、八代委員、井口専門委員

内閣官房

 内閣審議官
 桒山 信也

 内閣参事官
 荻野 徹

総務省

自治行政局国際室長 時澤 忠

法務省

 大臣官房審議官
 稲見 敏夫

 入国管理局入国管理企画官
 利岡 寿

厚生労働省

職業安定局長 鈴木 直和職業安定局外国人雇用対策課長 藤井 伸章

(2)「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」について

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、八代委員、井口専門委員

法務省

 大臣官房審議官
 稲見 敏夫

 入国管理局入国管理企画官
 利岡 寿

厚生労働省

職業安定局長 鈴木 直和職業安定局外国人雇用対策課長 藤井 伸章 社会・援護局福祉基盤課長 矢崎 剛

(1)「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」について

安居委員 それでは、定刻になりましたので、規制改革・民間開放推進会議の重点事項 推進ワーキンググループのうちの外国人サブワーキングを始めたいと思います。内閣官房、 総務省、法務省、厚生労働省の幹部の皆様におかれては、ご足労賜りまして誠にありがと うございます。

本日は2部制を採っておりまして、第1部では「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」、第2部では「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」について取り扱います。現在の外国人の制度につきましては、出入国についてはきちんと行われてきたと思いますが、入国後の管理については市町村が担当ということですので、連携がかならずしもうまくいっていないという問題がございまして、誰がどこで何をしているか、のチェック体制が十分できていない、これをなんとかすべきではないか、ということです。また、そうなりますと対応についても横断的に行われなければうまくいかないわけですが、法律についても入管法だけでは難しい面があるようですので、是非関係省庁がいっしょになって将来を見据えた形にしていけないものかと思います。当然ですが外国人も日本で生活する限り、日本人と同じような権利と義務をきちっとすることが重要と考えております。そのような点を踏まえ本日は議論させていただきたいと思います。

それでは第1部、一昨年度以来議論を行ってきたいわゆる「在留管理」の強化に関しまして、御来席の各省庁宛てに事務局を通じて回答をお願いした事項について、ご来席の4省庁のうち、総務省を除く3省庁からそれぞれ5分程度、合計15分程度でご説明をお願いしたいと思います。資料1の1ページ目の質問項目の順番に沿って、それぞれご回答をお願いしたく思います。本日の議事は概要を当会議のホームページ上で後日公開させて頂きますので合わせて宜しくお願いします。

来山内閣審議官 それではご説明致します。もうご承知のとおりでございますけども私共のほうでは昨年7月の関係省庁申合せにもとづき、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築の検討のためのワーキングをこれまで11回やっております。現状の問題点の分析、外国人登録制度の検討課題、入国管理に関する課題等に対する国の方針につき、議論してきているところであります。実質的には今年度に議論を開始しているため、現時点ではまだ十分問題点を精査できておりませんので、本日はそういう議論がなされている最中ということでご理解いただければと存じます。特に今年に入りましては、外国人登録制度の現状、地方公共団体、外国人集住都市会議での要望書等、いろいろな情報を横断的に管理し、情報共有するということにつき、それぞれ問題に関ししそれに応じてどういう問題がどのくらい程度か、また、外国人本人の登録に関してそれを促すような仕組みづくり、ということになると思います。それから問2についてですが、先ほど申しあげましたとおり、種々の観点から議論を行っている最中であり、当ワーキンググループとして、「こういうふうにまとめています」というものが無いものですから、

議論している途中ということであります。それから3番目の問題につきましては、我々のワーキンググループ内の検討課題に今後なりうることだと思いますが、まずは、労働管理のあり方からみるべきであり永住許可につきましても、関係省庁にまたがる事項がありましたらワーキングでみていくべきだろうと思います。

安居委員 それでは次に法務省からお願い致します。

稲見審議官 法務省の稲見です。私のところは資料の3になりますが、問2につきまし ては先ほどの内閣官房からの報告と重複いたしますことから、説明は省略させていただき まして、外国人登録制度につきましては、法制度制定以来の改革となるのは必至ですので 内閣官房中心の議論を踏まえまして、私共も議論を進めていきたいと思います。2ページ に参りまして、今回新しく追加されました、1つは「在留資格の変更、及び在留期間の更 新に係る要件の追加」につきましては、実は正直いいますと、私共は、在留資格の変更、 更新は在留状況がいいか、悪いかという点が大きな判断材料になってございます。その上 で具体的にいいますと納税関係です。これは実は大多数の在留資格について一律に取る、 非就労の資格者については取っていませんがそれ以外の身分の在留資格に対しては、なん らかの方法で取っています。就労の在留資格、また定住の在留資格につきましては、収入 および納税額に関する証明書これを必要的提出書類として出してもらっています。またそ れ以外の身分の在留資格、家族滞在とか、永住者の配偶者等とか日本人の配偶者等に関し ては、収入に関する証明書を必要的証明書として一律にとって、今いいました在留状況が いいかどうかの判断材料として活用しているところでございます。それ以外に何を取るべ きか、取れるのか、取れないのかにつきましては今後の関係省庁との議論も踏まえまして、 検討して参る次第です。なお、技術的なことを言って大変恐縮なんですが、頂きましたご 意見の中で告示云々がございまして、そこで要件をと、書かれてあったんですが、うちの 方の在留資格の告示は上陸の為のものでございまして、あそこに書きましても在留の為の 要件にはなりませんので、ちょっとそれは適切ではないのかなと考えております。また今 申しましたとおり、上陸時、と在留時では省令上の処理を変えてございますので、在留実 績を踏まえて、在留状況を判断するという形にしているということです。また、もう1つ の永住許可、許可を出した後の事後管理ですが、この意見をいただきましていろいろ調べ て参りましたが、これはストックベースで現在30万人を超えています。これも他の資格と 同じで退去強制がございますが、これが年間どれくらいあるかといいますと2桁です。ま た、犯罪はどうかといいますとこれも非常に少ない、ということで顕在化している問題点 は少ないと思われます。御指摘をいただいていますのは潜在的な問題についてかもしれま せんが、今後まずは潜在的な問題を含め、一般永住にある問題はどういうものかという点 をまず研究して参りたいと思います。以上です。

安居委員 では厚生労働省からお願い致します。

鈴木局長 厚生労働省関係は、問2(3) 「外国人雇用状況報告」の内容充実・義務 化でありますが、これは現行の法制度では、年1回の任意での報告を求めるというもので す。ここで、閣議決定で示された中には、全ての事業主に対して、氏名、在留資格等も含めて、ということになっておりますので、この点に関しては、現在幅広い観点、つまり労働政策上どうか、外国人労働者の雇用の安定、改善という点でどうか、報告の方法・時期、また対象者、永住者、特別永住者等は除いてもいいではないか等、また履行確保の問題、また個人情報の問題等、法律上の問題はどこにあって、どうクリアするか等そういったことを検討しております。

安居委員 法律の問題とは、日本人が日本に生活している時に役所で収集している情報 と違う次元のことをお考えになっているわけではないですね?

鈴木局長 外国人だけ特別にそういった情報の収集を義務付けることに法律上の問題点があるのかどうかです。

安居委員 例えば、日本人であっても健康保険に加入しますと情報が入りますがそれと同じレベルをお考えになっていると理解していいんですね。

鈴木局長 そうではなくて、労働の観点から、氏名、在留資格等の報告を求めることに ついてです。

安居委員 そういうことですか。ではこれから意見交換に移らせて頂きます。

八代委員 これは法務省にお伺いしたいんですが、在留期間の更新に関して、国税や地方税の納税状況の資料の提出を求めているとのことですが、社会保険料、特に国民健康保険といった報告は求めておられないのか、おられないのであれば求める必要はないのか、という点です。

稲見審議官 税金も正確にいいますと一律に求めているのは、基本的には所得税、国税ということになります。地方税は、案件に応じて、私共が慎重に審査しなければならないというものについては、殊更に求める、ということをしております。それから国民健康保険、社会保険については、先ほどの「一律に求める」とする対象として、省令上の文章に入っておりません。これも特にそれを求める必要があるという場合には求める、ということで一律に求めるようになっておりません。しかし今後につきまして検討して参ります。

八代委員 その特に求める必要がある、というのはどのような場合ですか?

稲見審議官 それは、何を慎重審査の対象にしているか、ということになりますが、いろんなカテゴリーがございまして、いろんな情報を一般市民、関係省庁等から頂くことがございまして、それが正しいかどうかを立証する点からいろいろなものが必要になる。ただ、個別に要求するわけで、一律ではありません。

井口専門委員 各省一問ずつ伺います。まず内閣官房ですが、検討中ということで具体的な内容をお示しになっておられないですけども、今回の検討で各省の縦割りの行政の構造が崩せるのかどうか、そういう案をしっかり検討して頂いているのかどうか。その際に先ほどのお話の中では、外国人共用データベースの言及が無い。各省が集まって議論されると結局縦割りが温存される議論になってしまう懸念が極めて強いと思っておりまして、その点について今後どのように進められるのかをお聞かせ願いたい。法務省さんの方では、

外国人登録法を廃止するということがいろんなところで言われていて、しかも IC カードの 話も出てきていると聞いておりまして、それを心配しますのは、市町村が外国人政策のも う1つの柱であるわけですが、しかし情報も無いし、権限も無い、権限は結局入管の方へ いってしまっている、入管とうまくリンケージしないと市町村の窓口でやっていることは 何も意味を成さなくなってしまう。そこに社会保険の情報等が集まってこないと困るわけ ですが、登録を廃止したその後のことが大変不安になっていまして、ICカードだけ導入さ れて、結局、市町村は、入管のもっているデータをあげますよ、というだけでおしまいに なってしまいますと、これは先ほどの縦割りを温存する政策になってしまうのではないか と。ですからむしろそういう問題があるのであれば、データベース構築についても、法務 省自身がイニシアチブをおとりになってデータベースに関して、例えば、法務省のデータ ベースを各省庁に開放しますというところまでやらないと、結局法務省自身が縦割りを温 存することになります。そこを非常に心配しておりますのでご見解をお聞かせください。 最後に、厚生労働省さんは「外国人雇用状況報告」と昨年末の規制改革会議での答申で求 めている「外国人を雇用する事業者への報告義務」とは全く性質の違うものとお考えのよ うですが、なぜそのようにお考えになるのか、またそもそも個人情報を取らなければ一人 ひとりの労働条件がしっかり守られているのか、社会保険に入っているのかといったこと はチェックできない、むしろ職業の安定をいうのであれば、一人ひとりの情報は基本にな ってくるわけでして、個人情報を考えて問題にならないどころか、いままでなぜとってこ なかったのか、その点をお聞かせください。

乗山内閣審議官 それではご質問の順番で。今の先生のおっしゃったご批判があるからこそ我々のようなワーキングチームをつくって内閣官房が音頭をとってやっているわけです。そういう意味では今までどおりの省ごと情報の共有の仕方ではダメだろうということを重点に、いかに有機的にどう政府全体で対応できるかについて検討することがワーキングチームの目的でありますので、そういうことにならないようにしていくことは、ある意味大前提だと思っていただいて結構だと思います。ただ縦割り行政ということですが、省庁を全部無くしてしまえということではないと思います。それぞれの行政、政策、法律に目的があるわけです。それに沿って取っていく情報を相互にどういう風に共有できるかについては、個人情報の観点でも法律的に担保をとる、あるいは権限を位置づけるということが必要になってくると思います。データベースもひとつの方法であって、それがセキュリティの面、また法律的な権限の面も考えながら運用していかなければならないと考えております。

稲見審議官 私共も同じでございまして、法務省が特にということではありませんが、それぐらいの気構えでやっていくということであります。ご質問がございました外国人登録法の廃止云々ですが、外国人登録の対象で何を残すかというのは今後の課題で、今の段階で廃止が決まっているわけではございません。それから IC カード云々ですが、この間の自民党の提言に IC カード云々というのがございますが、また私共の副大臣が最近ご発表に

なられたお考えの中にも「IC」とはつきませんが、「在留カード」という文言がございますことは事実です。しかし、どのような形でセキュリティを持たすか等、今の段階では決まっておりません。ただ今の段階で、外国人登録法制自身が変わりますので、外国人登録カードに変わるものができてくることは間違いありません。現在の形の外国人登録証が、今の形で必ず残るのは特別永住者のみですが、それも名称がどうなるかわかりません。いずれにしましても私共も、内閣官房とともに縦割りということではなく、いいものをつくっていく、ということで努力して参る所存です。

鈴木局長 現行の雇用状況報告についての具体的な企画立案にあたって、これがどうだったかといいますと、これは不十分であったということはご指摘の通りです。なぜこういう状態になったかといいますと外国人雇用状況報告が労働政策の位置づけについて十分論議されて設置されたものではなかったと。その観点から、やはり、新しく義務付けするからには、外国人労働者の雇用の安定、雇用管理の改善、そのために必要なんだという政策上の位置づけをはっきりしてその上で制度化する必要があると思います。

安居委員 ちょっと質問ですが、このことが要るんだろうなというイメージをもってい るんですけども、1つは入ってくる時に、きちっとチェックできるということでは例えば 指紋を採取する等あるようですが、また在留資格がきちっと入って、5W1Hというもの が日本国内に居る限りつかめると。そして日本人の場合も住所変更、健康保険の届出等あ りますが、それと同じ権利が少なくとも在留資格を与えた人に対して与えられる、または 義務を要求する。それに絡んだ情報はひとつのデータベースに入ってくる、それをそれぞ れの関係するところでピックアップされて管理をされるというようなシステム、そしてそ のカードによってどこにいても管理できるということと、本人のみならず、雇用者、学校 関係者にも責任があると思いますので、それは日本人であっても、何人、どのように雇用 してといった情報が職安や労基へ届きますよね。あれと同じことを、また場合によっては それよりももっと必要なことがあると思います。先ほどからの話ですと法務省で在留資格 を付与するために、所得税をチェックすると、これは法務省としてはそうかもしれません が、他の観点からいいますと全部要るんじゃないかと思いまして、それを是非総括してお 願いしたいと思います。集住都市会議を傍聴するために四日市市まで僕は行きましたが、 市町村が発行されるもので外国人登録証がありますが、その中に「在留資格無し」という のがあるんですね。これはちょっと国としても恥ずかしいと思います。だからなんとか本 件についてきちんと措置して頂きたい、という思いがもともとのきっかけですので、是非 今年いっぱいで大きな方向付けをというのが、当会議で答申し、閣議決定されている計画 です。そういうふうに考えていることですので、いやこれはダメなんだということなのか、 ちょっとその辺の意見交換をさせて頂きたいんですが。

乗山内閣審議官 今の外国人登録法で、「在留資格無し」というのは事実だと思います し、資格が無くとも適法なんだという誤解を持たれてしまうという点で問題と思います。 日本人であれば移り住む先で学校へ行かなければなりませんし、健康保険もありますから 役所へ住所変更に行くわけですが、外国人の場合にそういった場合に役所へ行くインセンティブというものをつけていかないと、単に法律上で義務を課したので、できましたというようには済まないと思います。実効性も含め、どう実現していくかは我々の中心の課題でございます。雇用主の届出を義務化すればいいじゃないかということもあるかもしれませんが、外国人故にその人の個人情報を届け出なくてはいけないですとか、届け出なかった場合に強い制裁のものを設けるべきなのか、法令にしなければならないのかとか、考え方についても議論する余地がまだあると思います。

八代委員 今の点ですが、基本的に雇用主が外国人を雇用する際には、新たなメリットがあってやっているわけで、それは日本人に比べ賃金が安いといった点が大きいと思います。他方、賃金の安い外国人を雇うことによって様々な問題が起きている。特に生活面で子供の教育の問題ですとか、社会保険で、日本人以上に入らないですとか、そのデメリットは市町村が負っているわけで、その意味で外国人を雇っている事業主は一種の外部不経済といいますか、社会的コストを市町村とか他のところに負いながら自分は低賃金というメリットだけを得ている問題点があるわけでこれはやっぱりバランスをとらないといけない。その意味で外国人を雇う雇用主は追加的な負担を受けているのでなく、むしろ外国人を雇う上での当然のコストであるという認識でやってもらわないといけない。これは厚生労働省の問題であると同時に内閣官房の問題であって、それから総務省の問題と思いますが、つまり地方自治体がコストを負っている意味では、ですね。それは調整する上で、単に及び腰で事業主へお願いするというのではなくて、事業主が当然負担するコストである、という幅広い観点でご検討いただけないでしょうか。

鈴木局長 先ほどのご指摘と関係しますが確かに現在の雇用状況報告で、具体的に外国人がどのように働いていて、どのような実態があるのかというのが把握できず、基本的に数と国籍だけと思います。実際にこれから考えますと、各政策を具体的に外国人に適用するとすれば、これは既に閣議決定しているわけですので、どういった点を把握してどう活用していくか、このワーキングチームがありますのでこの辺も考えながら進めることと思います。

井口専門委員 法務省さんはご提出の資料で、使用者に対する責任の明確化というところで、不法就労者の雇用主に対する厳格な対処と書いていらっしゃいますが、これについて従来の入管法の 73 条の 2 だけでは履行が難しいので、この部分で罰則の強化を検討したいとおしゃっているわけですね。この部分と、在留資格を確認して雇用の状況を厚生労働省へ届ける問題とは若干関係があるわけですね。ですから、この在留資格を確認するということが、法令上の規定がどこにも無い中でどうやって確認を励行させるかという、その面については、法務省と厚生労働省はもう少し協力して対応していただかない限り、この問題に対し整合性のある回答が出てこないんじゃないかと思います。それから、厚生労働省さんは、外国人労働者の労働条件指針という通達をお持ちなんですけども、これはガイドラインであって法律事項以外はほとんど効果を発揮していないんですね。同時に法務省

さんは上陸審査基準との省令をお持ちで、そこには賃金の額等かなり具体的なスタンダードが書いてある。現状では2つの省で異なったスタンダードをお持ちで、統一的には運用されていないわけです。この問題についても2省でいっしょになって議論していただけなければ、縦割りが温存されるおそれがあるわけですが、これについて、どう対応するかのご見解を頂かないと最終的に安居委員の本題に対する見解へと導けないではないかと考えますがいかがですか。

稲見審議官 厚生労働省の側とは平素から緊密に連絡を取り合いながら検討しておりま す。まず、先ほどのデータの対応の件ですが、去年年間で5万8千人退去強制いたしまし た。その8割、4万数千人が不法就労者です。当然不法就労していたということは、雇っ ている人間が居たわけです。先ほどお話がございました不法就労助長罪、この適用者は相 当いるわけでございます。ところがどの程度の不法就労助長罪者がいるかというと年間4 百人ぐらいでずっと推移しているわけです。ここにものすごい乖離がある、なんとかしな ければならない、ということです。実はこれへの対応についても、欧米のやり方というの は、基本的なシステムの違いはあるんですが、雇い主に、雇う時に確認義務を課しまして、 それをやらないとなんらかのペナルティを課すというやり方です。これが日本でそっくり そのままやれるかというと、なかなか難しい面がございます。 1 つは日本には、特別永住 と呼ばれる人がおりまして、確認義務を課したとたんに、その人たちへの就職差別につな がるということが、従来から言われてございます。従いまして、我々も積極的にやりたい、 が、欧米のやり方を、今申し上げたような点から、そのまま取り入れるわけにはいかない、 そうしたところから別の方策を検討中です。そのために必要に応じ厚生労働省さんへもご 相談し、内閣官房内でもご検討いただき、結論に向かっているというところでございます。 先般、風営法の関係で固有の業界に限って、確認義務ということになりましたけれども、 あれは限定されたところで業法という形でやったので、今のところうまくいっているとい うわけです。これが全部の業種にというとなかなか難しいわけで、慎重にすすめており、 他も視野に入れ進めているわけです。

鈴木局長 これまで不法就労対策については、法務省をはじめ関係省庁ともいろいろな 形で協力してやってきたわけです。同時に先ほどの雇用状況報告につきましても外国人登 録制度を見直す関係もありますので、先ほどはワーキングチームの議論も踏まえつつ、と 申し上げましたが、それだけでなく、直接法務省さんとも連絡を取り合いながらやってい く必要があると考えております。

井口専門委員 欧米では事前に雇い主が事前にサインをしたり、許可とったりといったことになっていると思いますけども、もともと日本の入管法はアメリカの移民法の影響を受けていますから、むしろそういうことでは、アメリカの Labor Verification のようなああいうシステムのほうがあっているのかもしれませんので、今、「欧米」と一緒におっしゃんですけども、むしろアメリカ方式での、厚生労働省と法務省の協力の仕方というのもあるかもしれませんので、その辺も視野にいれてお願いします。

安居委員 今度の法律の改正というのはおそらく、将来の非常に大きな改正に向かってのものとなると思いますけども、今そうした中で思っていますのは、本当に数年の在留期間での日本滞在の方と、永住権を持たれた方と、それから特別永住権を持たれた方と、日本国籍をとられている方と、そして30万人ぐらいの日系の方とおそらく5つぐらいの分類と思いますが、日本国籍をとられた方はもちろん外す、ということだと思いますし、特別永住者も外したらいいと思います。しかし、あとはやはりこの法律の対象と思います。また、いま日本では、一度、永住権を取られた方について、まあ先ほど問題ないということでしたが、永遠にノーチェックと法律はそのようになっています。で、本当にそれがいいんだろうかと。アメリカのグリーンカードみたいに10年毎に一度チェックしますよ、というのも場合によっては、そっちがいいのではないかと思っておりますので、是非そういうことも含めてご検討願います。

稲見審議官 先ほど冒頭で申しましたとおり、我々にとっては大きな検討課題と思っています。いくつか政策決定に至ります上で前提がございまして、永住、一般永住がこれからどうなっていくのかという 1 つの動向ですね。フローベースで言いますと、右肩上がりで増え続けたのが、平成 12 年がピークで、平成 17 年で 1 万人ぐらいダウン。今年もダウンです。一般の外国人在留者が右肩上がりであることに比して、永住者のフローの方は落ち着いている。ストックの方はどうかといいますと、現在 31 万人ですが、フローとストックは当然時間差がございますので、暫くの間は増え続けるが、永住から永住でなくなるパターンとして、帰化する、他の国へ行く、そして死亡がありますので、こちらの方も増えています。となると、この辺の見極めが必要であること、またチェックを行うとしたら問題点がどこにあるのかという点を見る必要がある。先ほどの数字上でも特に問題は顕在化しておりませんので具体的にその点も検討していく必要があると思います。

安居委員 日系人の方たちが多くおられ、そしてそれが今、集住都市会議で問題になっているわけですが、これも日本で労働力が不足した際にああいう形で入れて、結果論ですが、今問題になっているわけですので、これからどうなっていくという予測も要ると思うんですけども、まず今朝の新聞報道にあった出生率の話でも1、2年で状況が変わっているわけですから、将来どうなるかというのは幅を持って頂いて、その中で対応策を考えていただけるようお願いしたいと思います。

井口専門委員 今、永住権の中で、一般永住者に問題が無いのかどうかということですが、確かに今まで具体的なものが無かったわけです。昨年の静岡県磐田市での国立社会保障・人口問題研究所の研究グループに私も入っておりまして、現地で地域ごとに日系人の方の調査をやりまして、税金の払い方、社会保障の状況がわかってきているんですが、永住権を取られた方が世帯主であるところについてもかなり税金、社会保障の状況が悪いんですね。せいぜい半分ぐらいのところが義務を守っている、つまり5割はきちんとできていない状況がございます。こういうことは一回チェックすれば十分ということは無いわけ

でして、地方入管の窓口に出て来た際にはもちろんやって頂かなければいけませんが、社会保険の担当の官署においても、もし滞納が起こっている状況がありましたら、例えば今回のデータベースを活用すれば、権利が守られていない、義務が守られていない場合には、一種の「アラート」を入れることができます。ヨーロッパのシェンゲン情報システムはこの「アラート」を融通するシステムになっています。特定の外国人について、行政処分があったという場合、法律の規定の履行不十分という情報を他の官署のところでも、必要な時に送付して、「そこをなんとか是正してください、是正しないとこっちも許可は出せません」という方法でチェックできる形になっています。そういう意味では永住者であるからといって、ずっと放置しておく必要はなく、先ほど安居委員も申されましたとおり、実態としても問題があればチェックすべきだと思います。

磐田市の報告書も本年度できあがってきますのでまた是非みていただいて、具体的な措置を考えていただきたいと思います。

あと総務省は前から住基ネットの関係で、データベースについてもいろいろ教えて頂いているんですけども、いわゆる住民基本台帳と外国人登録をどう近接させるかということを、外国人集住都市会議でもそういう要望を出していたものですから、検討したことがあるんですね。総務省さんはこれについてどういうお考えをお持ちなのか、特にこの共用データベースを言うとき、政府の財政支出を抑制しなければならない時に、システムが非常にお金がかかるという懸念が出てきます。法務省の在留カード構想も、財政負担が大きければ実現は無理です。そこで、既存のデータベースをうまくシェアして使うということも非常に重要なテーマになってきます。これは入管のデータベースを使うのか、総務省なのか、厚生労働省なのかということもあると思いますが、その点について何かご検討いただいているんでしょうか。

時澤室長 今、外国人登録と住民票台帳を将来的に一元化したらどうかという案がでてきております。我々もこれについているいろ検討しておりますが、両政策の目的が在留外国人の管理と、一方で住基は、住民の利便性の増進、あるいは行政の合理化とこういったことでございますので、目的が違っておりまして、それぞれ扱っている情報が違っているということがありますのでこの辺については慎重に検討すべき課題ではないかと思っております。集住都市会議の要望で言っておりますのもまず外国人登録制度の登録内容の実態と乖離をどう是正するのかという点でして、制度の一元化は将来的な課題としてございますので、我々は、登録制度の登録内容の実態と乖離をどう是正するのかという観点におきまして、今ワーキングチームで議論していますから、その中でそれぞれ行われております行政サービスにいかに結び付けていけるか、情報が無ければ行政サービスができませんのでそこを制度設計の中できちんと議論したいと思っていますし、今後の議論中で国と地方が連携した見直しが図れるという立場で我々も検討して参りたいと思います。

八代委員 法務省の方に先ほど不法就労のことでお伺いしたんですが、在日の方はプラ イバシーに触れるという観点におきましては、先ほど安居委員が申し上げたとおり、対象 外として、一般在留に限定してやるというのがあるわけで、そういうことがなぜできないのか。それから一般在留の数がどうなるか分からないということですが、それがなんでそんなに重要なのかがよくわからないんで、減りだしたらこの問題をやらなくていいということではないわけですよね。それは今後減ろうが、拡大しようが予想はつかないわけですけども、そういう量的なものと関係無しにですね、やはりこの問題はやらなければならないんじゃないかなと思います。それで風営法の話は大変興味深くて、業法で捕まえられるという前例ができたわけですから、一般法を厚生労働省で作っていただく前に、業法を逆に言えばさらに拡大して、建設関係等不法就労がかなり大きいところを狙って風営法のやり方を拡大することができないだろうかと、その2点です。

稲見審議官 外国人の雇用主に雇用時に確認義務を課すことと特別永住の話とはですね、対象外とする、しないではなくて、確認義務を課すことで雇用主が特別永住の方を就職差別をする、そういった悪用されることが指摘されていることだと思いますので対象外は当たり前の話だと思います。それから、数字を申し上げましたのは、私は質と量の話を申し上げたんですが、質と量との両方を捕まえて対応を検討していくのが一般的な行政の施策のあり方という意味でございます。

安居委員 そんなに大きな違いはないように感じるんですけども、そういう理解で宜しいでしょうか。問題はタイミング、工程だろうと思います。私は年内または年度内といっておりまして、閣議決定も年度内に結論を、となっておりますので、最後にその辺の見通しと、もう一度状況を伺うチャンスと、その辺でご意見を伺いたいんですが。

来山内閣審議官 私共も安居委員とあまり問題意識に変わるところは無いと思います。ただまだ結論が出ていないことから物を申し上げにくいところがあります。大変、「ああでもない。こうでもない」との印象を与えただけなのかもしれませんけども、具体的に入管法を改正するとか、こういうことを考えているがどうだろうか、とか議論を出し尽くして、いろんな問題を検討しているところですので、具体的にこういう方向で検討していますと申し上げられるのは、我々としては年度内に制度改正に関する方向を出していかなければならないと思っていますので、もちろんできないことも中にはできてくるわけですが、何がしか具体的な成果をだすつもりでやっております。ではどれぐらいのタイミングでもう少し中身のあることを申し上げられるようになるかというと、私共もまだございませんが、ある程度法律改正を伴う制度改正となりますと、やはり年末の段階で具体的なことは難しいかなと思います。いずれにしましても鋭意具体的な検討をしておりますので。

安居委員 6月に答申に出しますが、その時点ではだいたいお話のような状況になると思っておりまして、できましたら 12月末にはある程度このような方向でというものをお示しいただければ有り難いと思います。また機会をつくってお話させていただきたいと存じます。本日は忙しいところありがとうございました。(終了 16:30)

(2)「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」について

安居委員 それでは、引き続きで申し訳ないんですが、外国人の介護福祉士の受入れ問題ということで、一昨年からいろいろご相談をしているんですが、なかなか結論が出ないということになっております。先程すこし申しましたけれども、6月末の骨太方針の中で、介護福祉士の問題が1つの目玉の候補になっておりまして、今日は予備的に議論をということにしておりますので、ざっくばらんなことも含めて、議論をさせて頂ければと思います。今日は議事録がオープンになりますので、そのおつもりでお話いただければと思います。なかなか頭が痛い問題なんですが、法務省さんの方は2、3分で恐らく済むと思うんですけれど、厚生労働省さんの方は随分ございますので15分くらいでお話頂くようどうぞ宜しくお願いします。それでは法務省さんの方から先にお願いします。

稲見審議官 本当に私共は2、3分で済むと思いますし、私が話すことは既にご案内のことだと思います。頂いた質問を見ますと、いわゆる介護福祉士資格を持った者を就労させては、というご意見なんですが、この問題を入管的と言いますか、私どもの立場から言いますと、そういう資格を持った者から働くことを認めると言う問題の前に、介護福祉士そのものを外国人に開放して、外国人労働者として入れていいか、認めていいかという問題がまず根底にございまして、その現状はご案内の通り、この外国人については、我が国の労働市場等、国民生活への大きな影響が予想されるので慎重に検討せねばいかん、というのが基本的な立場でございます。その他、書いてありますEPA等の状況ですね、これなんかを踏まえながら、その結果等を踏まえながら、更に議論を進めていくべきであろうということでございます。ただ仮にですね、受け入れるということに政府としてなった場合、その受入れ方はご提案の通り、資格を持っている者から優先的に入れるというようなことが有力な考え方としては考えられます。ただ我が方は、それに合った、悪用がないような在留資格を考えていくというのが私共の仕事というふうに考えている次第でございます。

鈴木局長 問題点が6点ですか、最初に6点全体を簡単に申し上げたいと思います。第 1 点目、いま法務省さんが言われたような話と同じでありますが、介護福祉士は、入管政策上認められている専門的・技術的分野には入っていないと。ではここのところをどう考えるかという点ですが、介護福祉士、これは介護分野の専門家でありますが、看護師或いは医師、それから弁護士等、在留資格に含まれている職種、これは大体は業務独占資格になってまして、そういう意味で名称独占という意味での介護福祉士とはやはり同じというふうには言えないのではないかと。それから、実際に介護福祉士が従事している業務、これは、介護分野、資格を有している者、或いは有していない者、そういった者が同一の労働市場を形成しているということもありまして、こういう形で介護福祉士といった形で在留資格を設定して入国を認めるということになりますと、こういった方がどんと入ってきた場合には、やはり外国人の介護士と日本人の介護士の間で、いろいろ問題が起こるとい

うことはあるんだろうと、こういうふうに思っております。現在、二国間協定で進めてい るものもありますので、それは二国間で協定をして、管理された形で一定の入国を認めよ うということでありますので、やはりそういった形が適切ではないかというふうに考えて おります。それから2点目で、優位性の問題、前回の議論のときもいろいろ議論がありま した。この点については、恐らく事情は、優位性の議論の前に、事情は前回の協議の時と 同じで、いま、日比のEPAは現在これから議論してまとめるという段階でありますので、 そういう意味では、この前のご議論のときと同じで、この段階でこの議論を進めるという のはいかがだろうかと私どもは思っております。その上で優位性の問題を考えますと、こ の日比のEPA、この2番目に書いてございます通り、EPA締結の促進という観点から、 養成施設修了者も含め、一定の枠組みを作った上で特例的に就労を認めると。そこでの優 位性というのは日本語学習支援に限られるというように考えるものではなく、国内就労の 可否も優位性の重要な要素と考えております。要するに、この日比のEPAというのとは 別に、在留資格を設けて入国できると、という道が開かれるというのは、現在の日比の優 位性というのは、どちらにしても、この優位性というのは、少なくなるというか、以前よ りもどうかと、ということになるだろうと考えております。ですから、優位性が少なくな ったんで、だからこういった措置もという議論が出てくることも不可避だろうと考えてお ります。それから、問3のところでは、看護師と介護福祉士は、業務独占資格と名称独占 資格であること以外の相違があれば、というところですが、この業務独占資格と名称独占 資格というのは、先ほど申しましたような労働市場での役割、影響が全然違う、という問 題がございます。業務独占か名称独占かというのはそういう影響があると。それから、医 師・看護師、ここでは看護師という話がありましたので、医師・看護師については養成ル ートが特定されていて、それに沿った需給見通しを立てて養成を進めると。介護福祉士は 必ずしもそういうことではないと。両者は同じものと、要するに資格であるので、同じよ うな性格のものであるのではないかというのは、なかなかちょっと違う面もあるのではな いかと、そういうふうに思っております。それから、問4ですが、1、2、3、4、5、 これは数字の話なんで、説明は省略してもよろしいでしょうか。ただ、6のところで、介 護労働者の需給の見通しなんですが、ここでは介護労働者が 2004 年で約 100 万人と、それ から、14年まで、要介護者数等の伸びに沿って伸びていくという前提を考えますと、ここ にあるような年間4、5万人程度の増加かなと考えております。一方、供給がどうかとい う点を考えますと、供給源というのはいろいろあるものですから、いろんな観点から考え ますと年間7万人程度の供給増加は可能と、いうふうに考えております。それは例えば、 学卒の就職者でどれくらいいくのか、それから、例えばいま資格を持っていて、実際働い ていない人で、今後どのくらい見込めるのか、それから介護労働分野というのは、入職率 は高いんですが、離職率も高い訳です。そこの離職率を1ポイント下げるだけで、約1万 人程度、数が増えているということもありますので。それから、ホームヘルパーの資格取 得者の問題、そういう点を考えれば年間7万人程度というのは可能と考えておりまして、

当面、ここに書いてあるような 2014 年の状況を書いてございますが、当面そこら辺の需要ということで考えれば、供給は十分可能と考えております。

矢崎課長 福祉基盤課長です。問5は介護福祉士の養成施設におられる外国人の方についてのご質問です。私共は介護福祉士の登録するときに本籍地を書いて頂くんですけれども、外国人の方は当然、日本の本籍地がないので、国籍を書いて頂くこととなっており、そのデータであります。ご覧頂きましたように、韓国の方が214人、それから中国、朝鮮の方が多いという状況です。在留資格が「留学」かどうかというデータはありません。もちろんこれからのデータでなかなか分からないんですけれども、韓国、中国、朝鮮というような国籍を見ますと、要するに、歴史的な事情もあって、そもそもずっと永住許可が別途の観点である方が、日本人と同じように学校に行かれて、そして資格をとり、介護福祉士として働くなら働くというそういう状況ではないかと思います。その他の外国の方も状況は分かりませんけれど、或いは日本人の方と結婚して在留している、そういうケースではないかなと、想像はされます。

鈴木局長 それから問6で、雇用対策基本計画で、機動的に入国者数を調節できるような受入れの在り方についても検討すると、この検討の状況はどうかということでありますが、ここで書いてある通りなんですが、もうちょっと言いますと、これまで、専門的・技術的分野についても、在留資格の要件の改正等で、これまでいろいろ新しい層と言いますか、例えばIT技術者の要件の改正とか、ソムリエとか、操縦士の問題とか、いろいろありました。ただ、そういった分野では特に機動的に入国者数を調節できるような入国の在り方を、具体的に作らなければ問題が生じるという状況ではなかったということでありまして、現在のところそういった枠組の検討というのはしておりません。また、当面これからの状況を考えても、今のところですぐに、その仕組みをどうこうという段階ではないというふうに考えております。以上でございます。

安居委員 ありがとうございました。それでは質問あればどうぞ。

井口専門委員 よろしいですか。どうもありがとうございました。介護福祉士の問題については、例の経済連携協定の問題が絡んでいるために、皆様としては経済連携協定が一息つくまで何も言わないで欲しいというお気持ちなんだろうと思うんですけれども、しかし、或る意味でいまスピードが要求される時代に、いつまでも待っている訳にもいかないのでこういう議論をさせて頂いているという点もご理解頂いた上で、ご質問したいんですが、経済連携協定について、今回、経済財政諮問会議のグローバル戦略の中でもできるだけ早く妥結させるということになっているんですけれども、皆さんとしては現在のスキームのままで、もうフィリピンや関係国がこれでのんでくれると考えていらっしゃるのから、私は内容をむしろ改善しないと妥結に至らないのではないか。むしろこうした一般制度をしっかり導入し、その上で入国される特に東南アジア、或いはアセアン諸国の国々に対してメリットを与えていくという二国間協定を結んでいくということの方が、むしろ妥結を促進する可能性がある。一国だけ例外であるというやり方をやって人数を制限する

と、いうようなやり方をやってらっしゃるから、むしろ妥結しないのではないかとそうい うふうに考えておりますがその点、いかがでしょうか。

矢崎課長 EPAの関係でありますけれども、基本的にはご承知の通り、比国の大統領と小泉首相との間の基本合意をベースにしておりますので、当然両国間合意されているというふうに理解しております。現在、その細部のディーテイルを詰めるとか、或いはご承知の通りEPAはいろんな項目がありますので、人の移動だけではなくていろんな事象がありますので、現在、外交上、いろんな詰めをしているというふうに聞いております。それから、こういったバイのものでやるか、それともマルチのものでオープンにしていくのかということはあると思いますけれども、基本的にはそれは私共と言うよりはもっと広い意味で、EPAはEPAでバイで進めていくという政府の方針が別途あるというふうに理解しております。

井口専門委員 私は個人的に言いますと、この問題、二国間だけでやるんではなくて、 日本が東アジア全体で人材をどれだけ開発していくのかというスキームの中で受入れを考 えていくべきで、国内の労働需給で人が足りないなんていうことはない、というような議 論をする場ではないと、むしろ人材をどう開発していくのかという観点から受入れ問題を 考えて頂かないと、日本は東アジアの中で積極的な役割を全く果たせなくなる。そのこと について、厚生労働省がどうしてご理解を頂けないのか、未だに不思議でしょうがないと いうところがあるんです。もしそのことについてご意見あればうかがいたいと思いますが、 そのことは今はおくといたしまして、この分野がいわゆる業務独占分野と違うから、いわ ゆる単純労働者と同じくらいに、経済・社会に与える影響が大きいんだというふうにおっ しゃっている点についてうかがいます。影響が大きいといわれるなら、もう少し証拠を示 して頂きたいんです。入管制度の方でいろんな条件を課していったり、入国後にいろんな チェックをかけたとしても、労働条件の問題が一切解決できないというふうにお考えなの でしょうか。例えばITにつきましては今まで、いわゆる学歴と実務経験年数だけで決ま っていた専門・技術職の分野について、資格で入れる途を開いてきている訳ですね。先程 は、特にいまのところ本当に数量的に閉めるような問題がないとおっしゃいましたが、本 当に心配なのであれば、こうした分野こそ、何か問題があったら入国を止められるように 法務省と調整なさって、そういう条件の下で、順次受け入れていくということが当然ある と思います。現在のところ、あまり十分な根拠もなしに、業務独占と同じでなければ入れ ないという議論は私は乱暴ではないかと思っております。もう少し理由をはっきりお示し いただかないと、受け入れの影響が大きいということについて理解を得るということは難 しいと思いますけれど、いかがでしょうか。

鈴木局長 2 つの点を申し上げたいと思いますが、1 つは業務独占と名称独占というお話を先程申し上げました。ただ、業務独占でも、例えば養成課程がそれほど専門的でないという場合には、その場合に今の在留資格の要件に該当するかどうかという問題はありますが、ただ、それとは別に介護福祉士という資格を見た場合に、いままでいろいろ入って

きた分野と違って労働市場の中が、こういった介護福祉士は一種の専門性を持っている方がなっています。そういう養成課程になっています。ただ、その介護分野というのは、資格がある人も資格のない人も一緒に働いている中で、その中で問題ないようにするにはどうしたらいいかと言いますと、私はEPAという二国間の協定が現に進んでますし、それから、他の国でもこの話をいろいろ具体的に私共も聞いております。二国間協定でやるメリットは何かと言いますと、やはり国と国との間で、送出しの窓口、受入れの窓口を決めて、或る程度管理された形で実行できるという形で、当面そういった他の国からのお話もありますので、そういった形でやっていくのがベターだろうと思っています。

安居委員 私はEPAにはだいぶ首を突っ込んでおりまして、フィリピンもタイもイン ドネシアもずいぶん関わっているんですが、あの趣旨はやはり相手の国の人達によく勉強 をさせて、日本語もきちんと勉強して下さいと。そのために日本もだいぶ協力して、教育 なり訓練なりして試験を受かるようにするというのが趣旨だと思うんですね。もちろん闇 雲にという訳にもいきませんから人数の枠というものもある。ただ、よく考えてみますと、 それはそうやって協力をしましょうという1つの方法でして、そういう人達が、資格を日 本で取って働けると。そうしたら他に援助なしで、独力で日本語の勉強もし、資格もきち っと取るという人が働けないというのが国際的に通用するのかと。えらい単純な話なんで すけれども、日本は差別してるんじゃないかと、そういう話につながっていくんじゃない かと思うんですね。先程からEPAの話が出てますが、それでは例えば看護師の場合、や っぱり同じような問題で資格をお取りになった方が4年しか日本にいられないということ でこれはおかしな話だという訳で、やりとりさせて頂いて7年に延ばしてもらいました。 或いは医師についても同じことですね。最初は僻地でないと駄目だとか、下手をすると人 道問題になるんではないかという規定もかつてはあった訳です。そういう全体の流れが僕 はあると思うんです。業務独占とか名称独占とかいう分類はあっても国家資格である以上 は、同じところで資格のある人とない人が働いていてもですね、やはり資格があって働く 人がメインになって責任を持ってやっていくということだと思うんです。そういう意味で は日本人と同じように責任も取れ、資格もありといった人が出てきたら、やっぱりこれは 働いてもいいという形にしないとですね、逆に差別になるような気がするんですがいかが なんでしょうか。

鈴木局長 恐らくそこのところが一番違うのかなという感じがしてまして、やはり外国人を労働力として雇用者として受け入れるというときには、やはり国として、国益というか、国の戦略を立てながら受け入れるというのが基本なんだろうと。私は管理できるという意味では二国間協定の方がいいと思いますし、それから、他の国のいろんな経験を見ても二国間協定でというような国があるのも事実ですし、そこのところは外国人に幅広くどこの国でもいいですよ、というふうに途を開かなければならないと、いう点は特に何もないんではないかと私は思っています。

八代委員 いま国益ということを言われた訳ですけれども、それは非常に保護貿易的な

意味の国益であってですね、二国間協定がどんどん進むということは日本の労働者にとって大きなメリットがある訳ですから、正に日本は自由貿易を通じてここまで発展してきた訳ですから、ひたすら少しでも受入れを減らすことが国益だということにはつながらないのではないか、あくまでもそれは一業界の利益に過ぎないのだということで、安易に国益という言葉を使って頂くことはどうなのかと、国益というのはやはり外国人の受入れを促進することが国益なんであって、それは政府の方針でも明らかなのですよね。その過程でいかに摩擦を減らすかということをいま議論している訳ですから、決して一業界の利益を国益というふうに誤解して頂いてはおかしいのではないかということです。

鈴木局長 外国人の受入れの問題、何が国益かというのはいろいろな観点があると思います。ある分野で受け入れることが国益という分野もありますし、或いは受け入れないのが国益という分野もあると思います。受け入れることが全て国益ということではないんだと思っています。ただ、どちらにしても、受け入れる場合には、どうやって具体的にどういうふうに受け入れるのか、これはいろいろ議論しなければいけないというふうに思いますし、その際に、いちばん摩擦が少ない形がどうのかということも議論しなければいけない。ただ、受け入れることが全て国益ということだとは思っていません。

八代委員 それは局長が受け入れないことが国益だとおっしゃったからそんなことはないと指摘させて頂いた訳で、そこはいろんな受入れがあると。ただ、あくまでも介護業界の利益ではなくてですね、労働者全体の利益、更に言えばユーザーの利益ですね。そういった外国人が来てくれることによって介護サービスを受けるユーザーの利益を幅広く考えて頂かなければいけないということです。

安居委員 もう 1 つこれは質問ですが、質問の 4 ですね、これは局長に質問するのも申し訳ないのですが、今のお話では、2014 年までに 170 万人、年間 7 万人程度、介護労働者の供給は増えることは可能であるというふうに答えていらっしゃる。たまたま、私はいま新しい国土形成計画の審議会の委員もやっていまして、いろいろデータを見る機会もあるんですが、ちょうど 2015 年に、15 歳から 64 歳までのいわゆる生産年齢人口が 700 万人減ると予測されている。そういう時にどうして年間 7 万人増えるんでしょうか。全体が減る中でこの分野が増えるということはどこかが減るということなんでしょうが、その辺はどうなっているんでしょうか。

鈴木局長 労働市場全体の需給の見通しということでよろしいでしょうか。私も全体はよく分からないものですから、私共の研究会で研究した結果を見ますと、今のままの労働力率ですと、410万人くらい減るというような感じです。ただ、労働力率がもうちょっと、女性とか、それから若い人、高年齢者は例の年金の支給年齢を引き上げる措置をしていますので、そこら辺の労働市場への参加が進みますと 110 万人くらい減るのかなと。

安居委員 その中で年間 7万人増えるという話ですからね。

鈴木局長 全体で 110 万人減りますが、ただ介護分野、ここは人材の供給源があるので、 その供給源を考えますと、年間 7 万人は十分大丈夫と。ただ、問題は労働条件の問題、こ れは賃金だけではなくて、いろいろアンケート調査をやりますと、賃金の問題と、健康と 体力の問題、恐らくそういう関係で離職率が高いのではないかと。

安居委員 これは純増の話ですよね。

鈴木局長 はい。新しい供給源として年間7万人くらいは見込めると。

安居委員 引き算の話はなしにして、純増で7万人という話ですね。

鈴木局長 はい。

安居委員 そうすると、逆に今の話だと介護分野で今後 10 年のうちに 70 万人の供給の増加があって、全体で 110 万人減るとなると、介護以外のところで 280 万人減るということですよね。

鈴木局長 全体のところで増えるところ減るところがあると思います。

安居委員 ですから、いまおっしゃられるように女性とか若い人が働いたとしても 110 万人減るとおっしゃっている。一方で介護だけは 70 万人増えますよとおっしゃっている訳ですから、介護以外のところでは 180 万人減りますと。それでも構わない、というか、うまくいくんだということなんでしょうか。

鈴木局長 全体の問題で増える分野、減る分野それぞれにあるんですけれど、それから、 全体で、労働市場への参加が進んでも全体で 110 万人減ると。それはただ、問題ないとい うのは、生産性向上が全体であれば問題ないというふうに考えています。

安居委員 いまの話は分かるんですが、公開する議事録でですね、全体で 110 万人減りますと。介護分野は 70 万人増えますと。どこか別のところで 180 万人減りますということになりますがこういう理解をしても構わないということなんでしょうか。

鈴木局長 これは全体の話ですから、全体で減って、それが産業別でどうかという詳しい点までは、どちらにしてもその中で、生産性を向上してその中でやっていく分野、生産性向上があまり進まなくて、といろいろあると思うんです。ただ、全体で 110 万人減って、特段問題は生じないと考えています。

八代委員 今は介護分野の話をしているんであって、この分野は生産性の向上もあまり期待できない分野ですよね。高齢者もそんなに使える分野でもないわけで、しかも先程の学卒有資格者の離職率が1ポイント下がるということが前提になっている訳ですけれど、どういう根拠でそういうことができるんですか。

鈴木局長 これは離職率だけでなくてもうちょっと申し上げますと、例えば学卒の入職者数、これは 2004 年の数字ですけれど、介護分野で 5 万人です。これが 5 万人見込めるかどうかという問題は今後ありますので、 5 万人から、例えば 7 割にしても 3.5 万人と。それから、いま介護福祉士の資格を持っていても就労していない人間、約 20 万人くらいおりますので、こういった人の中で介護分野で就労したいというのが約 10 万人くらいいるんです。そこら辺の就労が見込めるんではないかと。

八代委員 ですから、いま就労していないんですから、就労できない事情があって、それを希望しているというだけでどうやって 1 ポイントも就労率を上げたり離職率を下げた

りということを安易に言えるのかということですよね。

鈴木局長 ただ、先程言いましたように学卒でも 2004 年で介護分野に 5 万人入っている訳です。 その他、入職率も他の職種に比べてかなり高いのも事実です。 ですから、そこでの定着を高めれば。

八代委員 ですから、どうやって定着率を高めることができるんですか。

鈴木局長 恐らくそこは労働条件の問題が、これは賃金だけではなくて、働き方の問題 を含めて、そういった労働条件の改善の問題が大きな課題になると思います。

八代委員 それは課題であって実現できる保証は何もないんで、正に非常に労働条件が悪い訳ですよね、人手不足で。だから逆に言えばそこはむしろ外国人のこういう人をうまく使うことによって労働条件を良くするということもできる訳で、何か聞いてますとむしる供給を制限して賃金を上げて、供給を増やそうという矛盾したことを考えておられるような気がします。

鈴木局長 供給を制限してではなくて、いま介護労働者の雇用安定計画というのを作ってまして、介護の事業者に、そういった雇用管理改善とか、そういった普及・啓発をやってます。その上で、介護分野の定着促進を図ろうと。そういった努力をやった上で、供給の安定性を図ろうと思っています。

八代委員 いつも労働省は精神主義で言っているんですけれど、そういうものの効果がいつになったら分かるのか分からないのに、それまでやはりEPAと言いますか、外国人の制限は続けるということなんですか。なぜ同時並行的にできないのか。先程も矢崎課長が言われたように有資格者は非常に微々たる人数な訳ですよね。在日朝鮮・韓国人を除けば。この程度の数でどうして需給バランスを崩すほど脅威だと考えておられるんですか。

鈴木局長 今の点は2点あると思います。恐らくいま受験して受かっている方はいると思いますが、恐らくこれが試験に受かれば就労ができますよという話になりますと、これは状況が違うんだろうと思います。それともう1点は先程も言ってますように、現実に、日比の協定始め、EPAという形で進んでいると。そういう中で、当面、他の国からもそういう話がありますので、そういう二国間協定の中で、全体が管理された形で、当面、受け入れていくことが望ましいと考えています。

井口専門委員 ちょっと細かい点を3点伺いますけれども、介護労働者の需給、これはホームヘルパーを含めて全て数字が入っていて、介護福祉士というのは大卒並みの資格として設定されているにも関わらず全部一緒にされて考えられていて、そういう人と同じように労働条件が悪くなるという心配をしておられるというのは、皆さんはそんなに介護福祉士という資格について自信がないと、こういう資格持っている人はもうヘルパーと同じなんだというご不安なんですか。まずそれが1点です。質の違いというものを何か全然認めていらっしゃらないし、その点が1つですね。それから、定着の問題なんですけれど、いま景気が良くなっているものですから、老人保健施設なんかにいるような、そうした有資格者の人達もどんどんいなくなってますよ、本当に。景気が良くなると他の分野の条件

が良くなっていなくなっているという状況の中で、今おっしゃっているような、先ほど精 神論とおっしゃったんですけれど、具体的に対策を打たないで、現場から人がいなくなっ ていて、結果的にそういった施設の収容定員そのものをどんどん削らないといけない状況 になりつつあるんです。そのことについて何も触れずに、ただ足りるというか、そういう 議論も、これは直接外国人と関係ないですけれど、あまり説得力がない。それから、もう 1つ伺いたいんですけれども、もし外国人の留学生が、社会福祉学科を出まして介護福祉 士として就労できるような状況になっているときに、留学の在留資格から、例えば人文知 識・国際業務に変更したいと入管に行かれたとして、「介護福祉士の資格を持ってますか ら福祉施設で働きたいんです」といったときに、皆さん止める気なんですか。それは留学 生の就労促進にも逆行することにならないですか。最後の点については入管の方にもうか がいたいんですが、今はそうした情報がないから誰もこないというお答えではしょうがな いんでありまして、申請に来たときにどうするおつもりなんでしょうか。厚生労働省がこ う言っているから職場では介護福祉士であると言ってはいかんと入管で言って頂かないと いけないんでしょうか。そういうことになったとしたら、私は変な話だと思いますけれど、 新しい在留資格を作らなくても人文知識・国際業務で就労させてあげればいいじゃないか ということになると思います。現実にそのくらいのステータスで国家資格を作っているの に、何でそんなに頑なにお止めになるのかよく分からないので是非もう1回ご説明下さい。 矢崎課長 すみません、ご質問の趣旨が分かりかねるところがあったんですが、1点目 なんですが。

鈴木局長 1点目は介護福祉士に限定した需給、

井口専門委員 需給が全て介護労働者で説明されていますけど、ホームヘルパー2級・1級と、介護福祉士とでは労働条件に全く差がないと、介護福祉士資格を取っても好条件では就労できないとおっしゃってるんですか。そうであるから受け入れられないんだという論理のようにに聞こえたので是非教えて頂きたいんです。

鈴木局長 先程ご説明した需給の問題は介護全体のお話で、ただ、介護福祉士だけで需 給の見通しというのはなかなか難しいものですから、そういう点では全体を申し上げまし た。確かに、介護福祉士とそれ以外の人というのは全然違います。

井口専門委員 であるとすれば、大卒としてちゃんと処遇してくれるということを前提 に受け入れるということをしてくれればですね、そのことを満たさないままに受け入れて もらっては困るんです、逆に。

矢崎課長 事実関係ですけれど、介護福祉士の養成校は主に、高卒で短大・専門学校で2年学習して資格を取るというコースと、それから福祉系高校というのがありますが、高卒で試験を受けて資格をとるというルートがあります。それからあとは、家庭の主婦等をやっておられて、実務経験を積んで試験を受けるルートもあり、事実関係としてその3つのルートがあります。

井口専門委員 いまは大卒の方のことを申し上げているのであって、そういう実務経験

とかですね、

矢崎課長 養成校というのは、ですからポピュラーには短大又は高卒という状況です。 井口専門委員 大卒の方で、そういう資格をお取りなった場合でもお認めにならないか ということです。

矢崎課長 資格制度自体のご説明をすれば、別に大卒だからこうだとか、養成学校、いわば専門学校ですね、だからどうだとかという区別というのはないということです。

井口専門委員 社会福祉士の資格にも同じ問題があるんですよね。

矢崎課長 すみません、ご議論されているのは介護福祉士の問題でしょうか、社会福祉 士の話なんでしょうか。

井口専門委員 本質的には同じなんです。皆さんはそういう場合は、在留資格がないから別に認めないとおっしゃるけれども、大学を出て就職されるという場合は、恐らく本来は認めないといけないんではないかと思うんです、そういう方が出てきた場合には。それに対して、厚生労働省は駄目と言いたいのかということが聞きたいんです。

稲見審議官 現実の話として、私どもの方にそうした申請があった場合にどうするか、これは現状でございますけれど、うちの方は、介護福祉士の業務内容は人文知識・国際業務で定める対象に入っていないということで、正面からそういう申請があった場合、それだけで、それ以外にあった場合は別ですけど、認めないということで指示しております。ただ、申請が具体的にあったというのは報告を受けていないので、現実にあったかどうかというのはちょっと分かりません、すみません。

安居委員 もう少し時間がありますから他にもあればどうぞ。

井口専門委員 よろしいですか。介護福祉士のことだけ議論に来られたとおっしゃるんですけれど、私共はもっと広く考えているんです。保育士の問題だとか、社会福祉士の方のこととか。その突破口として介護福祉士のことを考えている訳でありまして、どの方が専門的・技術的分野の労働者に属しておられて、どの方が属しておられないかという判断を厚生労働省の方がなさるのは分かるんですけれども、厚生労働省の方だけの判断で、政府の方針を解釈していいのかというのは、これはやはり内閣官房等とも合わせて議論をさせて頂く必要があると思います。厚生労働省が判断したから、政府の方針は厚生労働省の言う通りということだけでは済まなくなってきているということがありますので、その点をちょっとうかがっておきたいと思います。

鈴木局長 これは厚生労働省で何かを決められるという性格のものではないと思っています。というのは、この問題は労働力政策の問題もありますが、同時にそれ以外の問題がかなり大きいと思っています。実際、そういった方が入ってきた場合に、例えば、労働力以外の問題、例えば、定着したらどうだとかいう問題があります。そういった意味でこれまでも、こういった場以外にも、経済財政諮問会議の場でも議論がありましたし、それから、自民党の外国人労働者等特別委員会、安居さんも井口さんも出て頂きましたけれど、恐らくこういった労働力だけの問題ではないんで、幅広い観点から検討しなければならな

いと。そういった議論は、経済財政諮問会議とか、自民党の委員会の中でも行われていると理解しています。ですから、私共は労働力の観点を中心にお話してますが、それだけじゃなくて幅広い観点から議論していかなければいけない問題ということは常に、いろんな場で言っています。

井口専門委員 実は、これは将来議論させて頂かないといけないんですけれど、どこまでの範囲の専門知識・技術がある方を受け入れていくかということを政府の中でもご議論頂いている訳ですよね。その際に、全部ぎりぎり管理していかなければいけないんだということになりますけれど、確かに単純労働者に近い方々については非常にそういった問題があると思います。しかし、いわゆる専門・技術労働者に近い方々について言いますと、第1部で議論があったんですけれど、在留管理をしっかりさせて、しかも1人1人のちゃんと権利が保護されて、何かあったらちゃんと訴え出ることができる、問題があったらちゃんとチェックできるという仕組みを作ることによって、実は条件整備をしている訳ですね、或る意味では。そういう観点から言いますと、全部二国間協定で進めて全てをぎりぎり管理するのではないという状況がいま生まれつつあると、もちろん今年度以内に結論を出して頂いてちゃんと措置できればなんですけれど、いまここで議論していることも、いまの現状でそのままですぐにということでなくても、しっかりと管理ができるのであれば、皆さんとしてはこういった分野について広げていいかということをご検討頂けないかということなんです。この点についてはいかがですか。

鈴木局長 今回は介護福祉士というお話だったものですから、介護福祉士以外まで広げますと、その点で具体的に労働市場の条件がどうかという点まで、現在、詳細には把握していませんので、何とも申し上げかねるんですが、ただ、この外国人の労働力を入れる場合に、1つには、これから労働力が減少するという中で考えていくべきという議論がありますが、将来の日本社会を考えますと、例えば若い方、女性、それから高齢者と、こういう方に労働市場に出てもらって、十分に能力を発揮してもらえないと、本当に将来に日本社会はどうなるんだという危機感を持っています。ですから、そこがまずいちばん最初に行われるべきであって、その努力をちょっとでも阻害するような形になるのはいかがなものだろうかという観点を僕らはかなり重視しています。ただ、同時に、この問題は幅広い観点から検討されるべきという認識も持っております。

八代委員 そこを更に先に行った議論なんですが、国際分業ということを全く理解しておられない訳で、外国人が入ってくるとその分だけ日本人の雇用機会が失われるというのは、特定の業界の話なんですよね。他の業界では雇用が増える可能性もある訳です。だから、そこはマクロで、正にこれは貿易である訳ですから、輸入量の拡大を通して日本経済が発展していく途も生まれるだろうと、それが正に今は使われていない女性とか高齢者の雇用を生み出す基になるんだと発想が全くないように思われる訳です。それから、もう1つはミスマッチの問題で、こういう外国人の人が入ってくる分野が本当にこれから日本人

の若手或いは女性と競合する分野であるかということであって、先程ありましたように、既に日本人が市場に十分入っていかない分野に、こういう人達が専門職として入っていく場合もある訳で、そこは単純に徒ら外国人が入ってくれば日本人が雇用を失うというものではないのではないかということですよね。ですから、ここは貿易と同じで、日本人はより高付加価値の分野にどんどんシフトしていって、外国人の人をいわば補完的な形で活用するという途が当然ある訳で、それがまさしく労働力政策ではないでしょうか。ひたすらブロックすることが労働力政策ではないと思いますけれど。

鈴木局長 国際分業の観点で言えば、これは当然国際分業というのはあるんだろうと思っています。国際分業の形が、国内で日本人がやるべき分野と外国人がやるべき分野に分けてしまうというのは、ちょっとその国際分業という観点からみてちょっといかがなものかなという感じも持っておりますが。

八代委員 それは分けるのではなくてマーケットで決めるんです。ですから、厚生労働省のやっておられることが時代遅れで、これこれの分野でこれくらい需要があってこれくらい供給があるだろうと、だからこれは一致する一致しないというような、そんな社会主義的なことができる訳ないですよね。過去にもいろんな形で大幅に間違っている訳ですから、そういうふうに管理しようということではなくて、やはり、少なくとも単純労働者ではなくて、専門的な資格を持っている人は日本人と同等に扱っていく。少なくとも日本の大学を出て、日本の国家資格を取った人を何故排除していく必要があるのかということですよね。日本語自体が十分なバリアな訳でして、そんなにいくら介護福祉士をオープンにしたからと言って100万人も200万人もですね、日本の国家資格を通って入ってくれる外国人がどこにいるかという訳です。

鈴木局長 介護福祉士のところで100万も200万もという話はたぶんないと思いますが、いま国際分業の観点から言いますと、いま専門的・技術的分野ということで認められている分野、ここはストックという意味ではここのところ増えてきています。ただ、フローという意味ではどちらかと言うと伸び悩んでいる。むしろ、そういった分野、そこに外国人の方に入ってきてもらうと。そこは外国人の方の頭脳もお借りして、日本の産業の高付加価値化を図っていくという点から考えて、それは望ましい話だろうと。むしろそこをどうやって入ってきやすい形にするかという方が大きな問題じゃないだろうかと。そういった分野と、単純労働力じゃないけど今まで認められていない分野、そこをどうするか、この分野というのは、単純労働のように、すぐそこに悪影響が出るという面はどうかなということはある点は思うんですが、そこのところは慎重に分野毎に、その影響を考えながらやっていくべき。特に介護福祉士の分野は今の段階で二国間協定で現実に進んでいる面もありますのでその実態を見ながら考えていくべき問題だろうと考えています。

安居委員 そろそろ時間も参りましたが、意見が一致というところまではいきませんで、 お互いに残念でございますけれど、冒頭に申し上げました通り、この重点事項推進ワーキ ンググループの中でも本件は1つの目玉でございますので、何とか6月末までに結論に到 達したいということで、申し訳ないんですが、もう1回、今度は本会議のメンバーの方も入れて、ご一緒に公開討論という形でさせて頂くということになると思いますのでひとつ宜しくお願いします。それと1つ、先程おっしゃった介護分野の労働力の供給が今後10年は7万人ずつ増加するして170万人になるとか、労働市場全体で110万人減少するとかいった数字の件、もう1度チェックを頂いて、恐らくは多い少ないという議論にはならないとは思っておりますけれど、こちらの委員もそれを見て、ちょっと話をするかもしれませんので教えておいて頂ければと思います。

八代委員 チェックというか、試算根拠を明確にする必要があるということです。

鈴木局長 問4の回答の具体的な中身ということでよろしいですか。

安居委員 先程、介護分野が今後 10 年で 70 万人増えるということに加えて、全体は 11 0 万人減るということもおっしゃいましたね。それでは他の産業とか、介護分野以外で 18 0 万人減るんですねということも含めて、私も全体の数字が分かった上で申し上げている訳ではないので、一応ご検証頂いた方がいいのではないかという、これはサジェスチョン

八代委員 2014年の 170万人の介護労働者の供給というのは、雇用政策研究会の数字そのものですか。

鈴木局長 そこではここまで詳しくやっていませんが、2014年の 170万人の根拠みたいなものですね。分かりました。

八代委員 大胆な仮定だと思いますけれど、とにかく説明して頂くということでお願い します。

安居委員 何れにせよそれではご用意頂くということでお願いします。どうも本日は長 い時間を有り難うございました。また宜しくお願いします。

鈴木局長 有り難うございました。(終了 17:30)

という面も含めて申し上げます。